

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	3.0E+0			3.0				3.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.6E+2	9.0E+1		250.0		3.1E+3	3,100.0	3,350.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		3.4E+1	34.0	34.2
12	千葉県	2.0E-1			0.2		5.6E+1	56.0	56.2
13	東京都	1.0E-1			0.1		5.0E-1	0.5	0.6
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						8.3E+2	830.0	830.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						3.2E+2	320.0	320.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.4E+1	24.0	24.0
25	滋賀県	2.2E+0			2.2				2.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.0E+0			1.0		8.9E+1	89.0	90.0
34	広島県	1.0E+0			1.0				1.0
35	山口県	1.0E+1			10.0				10.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.3E+1			63.0				63.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.4E+1			74.0				74.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全	国	3.1E+2	9.0E+1		404.7		4.5E+3	4,453.5	4,858.2

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。